

発達障害者支援開発事業

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	
施策大目標 分野	1
	障害者の自立支援
施策中目標	
1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
施策小目標	
1	障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
2	障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

①現状分析

発達障害児（者）等への支援を行うため、都道府県等において発達障害者支援センターの計画的な設置や、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を行っているが、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が施行されたことも受けて、今後、更なる対策の充実・強化が求められている。

②問題点

発達障害児（者）等への支援については、これまでの障害者施策における制度の谷間にあるという指摘もあり、発達障害者支援法が施行されたことも受けて、今後、更なる対策の充実・強化が求められているが、発達障害者の特性やニーズに応じた支援手法等が未確立である。

③問題分析

支援手法等に関する知見の収集、検証の欠如、専門家及び支援機関の不足、諸機関の連携不足等から、発達障害児（者）等への支援が十分に行われてこなかったという問題がある。

④事業の必要性

発達障害児（者）等への支援手法等が未確立であることから、国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体（全国20箇所）に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児（者）等への有効な支援手法を開発・確立する必要がある。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

発達障害については、平成16年12月に発達障害者支援法が成立し、発達障害の法的位置づけが確立され、支援の充実・強化に努めているところであるが、引き続き、発達障害者の生活全般にわたる支援を図っていくことが求められている。

②問題点

発達障害者支援法の施行を受けて、発達障害者への対策の充実が図られてきているところであるが、発達障害者に対する社会的な理解が依然として他の障害者と比べて十分でなく、成人期以降の生活支援等の支援手法が不足している。

③問題分析

発達障害者に対する専門家の支援機関について、以前と比べ整いつつあるものの、発達障害者への支援が十分に充足しているとは言えない状況にある。

④事業の必要性

平成20年8月に、厚生労働省において、発達障害者施策検討会を開催し、発達障害者支援の現状と課題を整理するとともに、今後の対応の方向性について検討を行い、報告書が取りまとめられ、これに沿った支援の充実等が求められているところであり、本事業を引き続き推進する必要がある。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県、指定都市（市町村、社会福祉法人等への委託可）

(2) 概要

国に発達障害者施策検討委員会、地方公共団体（全国20箇所）に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児（者）、その家族、関係者（以下「発達障害児（者）等」という。）への有効な支援手法を開発・確立する。

支援手法の開発は、発達障害児（者）等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。

(3) 目標

発達障害児（者）について、発達障害1人1人のニーズに応じた支援が提供できるよう、発達障害者への有効な支援手法を開発・確立するとともに、ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図る。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：295百万円

発達障害者支援開発事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
520	520	517	392	

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

発達障害児（者）等への支援については、支援手法等に関する知見の収集、検証の欠如、専門家及び支援機関の不足、諸機関の連携不足等の状況にあり、当該支援手法等の全国への普及の前提として、本事業の実施により、国においてモデルを提示する必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業の実施により、発達障害児（者）等に関する新たな施策の検討に必要な知見が得られ、かつ、都道府県等における発達障害児（者）等の支援手法等のモデルを示すことが可能となる。その結果、発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援手法等の全国的な確立に有効と考えられる。

(3) 効率性の評価

本事業においては、未確立である発達障害児（者）等への支援手法等に関する知見の収集・検証が、まずはモデル事業として実施され、しかる後に全国展開していくことが見込まれており、費用面においても効率的である。

また、従来から発達障害児（者）等への支援体制の整備を行ってきた都道府県等において、モデル事業として本事業が実施されることにより、費用面での効率性の更なる向上が期待できる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

補助金により都道府県、指定都市が発達障害者の支援体制の整備や発達障害の支援手法の開発・確立等を行う場合に補助を行う

- 都道府県・指定都市の意識啓発につながる
- 発達障害者への支援体制が整い、有効な支援手法が確立される
- 発達障害者及びその家族に対する支援が一層強化される
- 発達障害者の福祉の向上につながる

②有効性の評価

支援体制の整備や支援手法の開発を行う地方自治体が、着実に増加する等発達障害者の支援の充実や手法の開発・確立に本事業は有効に活用されていると考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

発達障害者の支援手法の開発・確立を国が支援することにより、当該支援手法の普及が全国的に展開されることが期待され、全国的な支援体制の充実等を行っていく上で、効率性は高いものと期待される。

②事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

発達障害者に対する社会的な理解が依然として他の障害者と比べて十分ではなく、また、取組は緒についたばかりであり、引き続き、事業を推進する必要があるため、平成23年度予算概算要求におい、所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

特になし

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他
